

第7章 市民と行政がともに創る、 活力に満ちたまち

- 1 市民参加・地域主体のまちづくりの推進
- 2 人権の尊重、男女共同参画社会の形成
- 3 公共施設の整備と適正配置
- 4 地域内外の交流の促進
- 5 開かれた行政と行財政の効率化

市民・事業者・行政の責務

市民の責務

市民は、郷土を愛する心を育み、まちづくりの主人公として、活力に満ちた地域社会をめざして、それぞれの立場で主体的に地域課題の解決に取り組みます。

事業者の責務

事業者は、専門的な知識・情報、幅広い人材などの社会的資源を活かし、地域の一員として地域社会への貢献に努めます。

行政の責務

行政は、市民のまちづくり活動を積極的に支援するとともに、幅広く市民の意見を市政に取り入れ、地域資源を最大限に活用した地域経営を進めます。

みんなでめざそう値（目標指標）

指標名 （指標の定義）	現状値	中間目標 H25	最終目標 H30
NPO法人数	16 団体	25 団体	35 団体
「男女共同参画社会づくり宣言」をした事業 所(団体)数	13 団体	33 団体	53 団体
審議会・委員会への女性の登用率	17.5%	25%	30%
地域間交流事業への参加者 （スポーツ・文化合宿実施数） （マラソン大会参加者数）	21 団体 0 人	29 団体 6,000 人	35 団体 8,000 人
国際交流事業への参加者 （都市提携友好協会等交流事業）	768 人	970 人	1,150 人
経常収支比率	旧島田市 89.7% 旧川根町 91.4%	90%未満	90%未満
実質公債費比率	14.9%	18%未満	18%未満

7 - 1 市民参加・地域主体のまちづくりの推進

施策の目的

自立自助と連帯の精神に満ちた地域コミュニティの形成と市民参加による協働のまちづくりを推進します。

現状と課題

現在、国・地方を通じて財政は危機的な状態である上に、少子高齢化の進行や市民の価値観・生活様式の多様化などにより行政ニーズも多様化しています。行政がそのニーズすべてに直接対応することは限界があり、市民や市民活動団体とのパートナーシップによるまちづくりをより一層推進する必要があります。

本市の自治会数は旧金谷町及び旧川根町との合併や自治会再編を経て、68 となっています。自治会は、自立自助と連帯により、地域コミュニティの形成を図っていくことを目的として、隣近所の協力関係をより広げ、住みよい地域にするための活動を行い、まちづくり活動に大きな役割を担っています。

さらに、地域コミュニティ組織や市民活動団体が多様な市民活動を展開していますが、市民活動の充実を図るためには、市内に点在する公民館等を利用して、活動拠点の整備・充実を図る必要があります。

市民主役の社会を築いていくためには、市民一人ひとりが自分たちの地域の課題について関心を持ち、自ら解決に取り組むといった意識の醸成が不可欠です。そのための啓発活動に努めるほか、市民活動のけん引役となるリーダーの育成にも力を入れていく必要があります。

施策の方向

1 市民活動促進の仕組みづくり

事業の企画立案の段階から市民が積極的に参画できるよう、市民活動促進のための仕組みづくりを進めます。また、市民活動団体相互の情報交換・連携の促進を目的とした交流会の開催や、NPOに関する相談会を開催するなど、多様な市民活動団体を育成し、支援します。

また、市民活動団体への情報提供や交流などを行う施設については、既存の公共施設の有効活用などの方法を検討します。さらに、市民と行政との連携・協力を円滑に進めることを目的とする中間支援型市民活動団体の育成や、よりきめ細かな行政サービスの提供が期待できる分野については、市民活動団体に行政サービスの一部を委託することにより、団体の活動の場を増やすよう取り組みます。

2 まちづくりを担う人材の育成（重点プロジェクト関連）

市民や市民活動団体と協働し、まちづくりを進めるとともに、まちづくり活動のけん引役となる各種・各分野のリーダーの育成に努めます。

3 地域コミュニティ組織の育成支援

住民が主体的に自らの地域の課題を解決し、住みよい地域づくりを進めるため、島田市コミュニティ推進協議会を通じて地域コミュニティ組織の育成支援に努めます。

4 地域コミュニティ施設の整備

住民の主体的な活動の拠点として、地域コミュニティ施設等の整備・充実を図るとともに、既存の公共施設の弾力的な利活用を進めます。

協働のまちづくり

自治会、地域コミュニティ組織や市民活動団体と連携して住みよいまちづくりに取り組みます。

7 - 2 人権の尊重、男女共同参画社会の形成

施策の目的

性別、年齢などにかかわらず、一人ひとりが命の尊さ、個を尊重し、だれもが平等に活躍できる社会の実現を目指します。

現状と課題

本市では、人権教育啓発推進協議会を中心に小学校・中学校・高等学校への出前講座の実施等人権教育及び人権啓発を推進しています。また、人権擁護委員による人権相談や住民交流拠点として隣保館2館で、様々な活動を実施しています。その結果、人権尊重の機運は徐々に高まってきています。

しかし、近年、家族形態の多様化により、複雑な家庭環境で育つ児童が増え、虐待・非行・いじめ等家庭児童相談室の相談件数も年々増加しています。また、高齢者が高齢者の介護を行う「老老介護」や経済的な問題などによる高齢者への虐待も増加傾向にあり、介護期間も長期化傾向にあります。こうした問題には早期発見・対応が大切であり、関係機関や地域等の協力が不可欠です。

今後も、人権意識の高揚に努め、すべての人が尊重され、だれもが自由に活動し、いきいきと生活できる社会を実現していく必要があります。

一方、人々の意識や行動、社会の習慣の中にはいまだに女性に対する差別や、男女の役割に対する固定的な考え方が根強く残っており、男女平等の社会が実現されているとはいえない状況にあります。本市では、平成19年度に「島田市男女共同参画推進条例」を制定し、平成20年度は「島田市男女共同参画都市宣言」を行うとともに「島田市男女共同参画行動計画」を策定し、男女があらゆる分野で参画し、平等に個性や能力を発揮できる環境づくりに取り組んでいます。

今後も、市民活動団体・事業者等との連携のもと、啓発活動に力を入れ、男女共同参画社会の実現を目指していく必要があります。

施策の方向

1 男女共同参画施策の推進

「島田市男女共同参画行動計画」に基づき、市民・事業所・行政の協働により、「互いに尊重し、支えあう、心豊かな社会の実現」を目指します。

男女共同参画について知る機会を増やすため、あらゆる機会を通じて啓発事業を進めます。特に、市民・行政・事業所のネットワークにより、「ワーク・ライフ・バランス」についての意識向上を図ります。

また、市の審議会等における女性の登用率を向上させるため、リーダー育成に努めます。

2 人権意識の啓発

人権思想を広め、人権を擁護していくため、人権意識の啓発と高揚に努めます。

3 児童・高齢者の虐待防止、ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）対策の推進

関係機関及び民生児童委員や地域等との連携を強めて虐待の早期発見に努めます。暴力を排除するための啓発活動や相談体制を充実します。

協働のまちづくり

人権啓発推進協議会・男女共同参画啓発推進員などにより行われている啓発活動を支援・促進するとともに、地域に根ざした活動により人権尊重意識の高揚を図ります。

7 - 3 公共施設の整備と適正配置

施策の目的

公共施設は、地域特性、地域バランス、機能バランス、財政事情等を考慮しながら、効率的で効果的かつ適正な配置計画に基づき整備を行い、行政サービスの向上を目指します。

現状と課題

本市の公共施設は、保健・医療・福祉、教育・文化・スポーツ、生活環境、産業・観光、行政サービスなど多岐にわたる分野で、市民福祉の増進に寄与してきました。

しかし、施設の中には、建設後長い年月を経過し、老朽化が顕著な施設や社会情勢の変化の中で、設置の意義が薄れ、利用率の低下した施設などが見られます。また、二度の合併を経る中で、今後は、個々の施設の機能分担や連携のあり方などを検討するとともに、民間活力によるサービス機能の向上や、市民の参加による柔軟で弾力的な運営などに取り組む必要があります。既存の施設については、耐震化を含め、適正な維持管理に努めていく必要もあります。

このような状況から、今後は、市域全体のバランスや地域特性、財政状況などを考慮して、既存施設の統廃合も含め計画的な整備を進める必要があります。

施策の方向

1 公共施設の整備と適正配置（重点プロジェクト関連）

公共的施設は、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性などにも十分配慮し、地域の特性や地域バランス、財政事情を考慮しながら、適正配置と整備を検討します。

また、金谷庁舎については、支所機能を持つ地域コミュニティ施設の整備状況や住民の意向を踏まえた上で、諸条件を勘案しながら、解体後の跡地に、住民福祉の増進を目的とした新たな施設整備を目指します。

さらに、島田市民病院は、開設以来 28 年が経過し、施設面での老朽化に加え、建物の耐震性などについても十分ではないことから、国の医療政策や制度の動向、市の財政事情や病院の経営状況等を踏まえた上で、新病院の建設に向けた取組を進めます。

そのほか、既存施設については、適正な維持管理に努めるとともに、合併に伴う余剰施設や市民の利活用の状況にそぐわない施設等は、市民サービスの低下を招かないように配慮しながら、運営方法の見直しや施設の統廃合、他用途への転用など、管理資産の整理を図ります。また、利用目的を達した資産や利用されていない資産については速やかに処分し、効率的な財産管理に努めます。

2 公共施設の効率的・効果的な設置

新たな公共施設の整備に際しては、維持管理経費等を含めた費用対効果、民間活力の導入を含めた整備手法、複合化や併設化、重複施設の統廃合、広域的な観点など、効率的で効果的な設置に向け幅広く検討します。

3 ユニバーサルデザインの推進

公共施設の整備にあたっては、高齢者や障害のある人、妊産婦や子ども連れなどにとって障壁がないよう、だれもが利用しやすいようなデザイン（ユニバーサルデザイン）の考え方を取り入れた整備を進めます。

協働のまちづくり

既存公共施設の見直し、新たな公共施設の整備に際しては、整備検討会などへの市民の参加を促進します。

7 - 4 地域内外の交流の促進

施策の目的

国際性豊かな地域の創造に寄与するため、多彩な文化交流を推進するとともに、国内の都市や大井川流域内の市町との連携を図り、交流の活発化を目指します。

現状と課題

本市では、富山県氷見市、千葉県野田市、山形県山形市と都市交流を行っています。今後もスポーツ交流に加え、災害時における応援体制の一層の充実などが求められます。

また、市民の国際理解を深めるため、姉妹・友好都市提携を結ぶ米国カリフォルニア州リッチモンド市、中国浙江省湖州市、スイス連邦ベルン州ブリエンツ町のほか米国コネチカット州ハートフォード市とも、親善使節や友好訪問団の派遣・受入れなどを行っています。交流の内容は、近在の外国人とのふれあい活動や、外国語講座の開催、スピーチコンテストや使節による学校の訪問など、多岐にわたっています。

富士山静岡空港の開港により、社会経済や日常生活において外国人とのかかわりが一層深まることが予想され、国際感覚ある人材の育成が求められます。また、国際化の進展の中で、本市でも在住外国人の占める割合が1%を超え、言葉の壁や生活習慣の違いによる課題も顕在化しています。今後も市民の国際意識や国際理解を深め、外国人との共生や国際交流を促進する必要があります。

また、富士山静岡空港を活用し、県内外からも多くの来客を誘致し、スポーツ・文化交流都市としての基盤づくりを行うため、県や近隣市町村等と連携し、各種イベントを実施して、本市をPRしていく必要があります。

施策の方向

1 地域間交流の促進

富山県氷見市との市民レベルの交流を拡大するため、現在行われているスポーツ交流に加え、様々な交流機会の創出を検討します。また、氷見市以外にも災害時の応援に関する協定を結んでいる千葉県野田市、山形県山形市等との交流を深めます。富士山静岡空港の開港に伴い、国内外の交流を促進するとともに、平成 20 年 10 月に開局した F M 島田を利用し、放送エリアである大井川流域市町と地域情報を共有することにより、近隣市町との交流を一層深めます。このように、県内外の市町との交流を促進することにより、「島田市」を P R します。

2 国際交流の促進

市民参加・市民主体の国際交流活動の促進を図り、市民の国際理解や、国際感覚ある人材の育成に努めます。

また、合併に伴い、複数の友好協会が存在するため、今後は、一元化の推進を図ります。

3 スポーツ・文化交流の促進（重点プロジェクト関連）

スポーツ・文化合宿の誘致を積極的に進めるとともに、全国から参加者が集まるマラソン大会の開催を、市民との協働により「おもてなし」の心で取り組み、本市を訪れる人々との交流を図ります。

4 多文化共生意識の啓発

在住外国人が地域社会の一員として、協働して生活し、住民相互が多様な文化と共生していくため、意識啓発や情報提供を推進します。

協働のまちづくり

富士山静岡空港や新東名高速道路を活用し、一層の国内外の都市との交流を促進するために、大規模なスポーツ・文化等の交流イベントを市民との協働により誘致し、開催します。

7 - 5 開かれた行政と行財政の効率化

施策の目的

時代の変化や行政課題に迅速かつ的確に対応するスリムで合理的な行政経営により行政サービスの向上を目指します。

現状と課題

日本の総人口が減少局面に転じつつある中、経済情勢や産業構造の変化、少子高齢化の進行、地方分権の進展、国・地方の財政状況の深刻化により、社会制度や行財政制度は、大きく改革されています。

また、高度情報化の進展や市民の価値観の多様化により勤労形態や生活様式も多様化し、合併に伴う行政区域の拡大による地域格差、過疎など市の行政課題はさらに複雑化、高度化しています。

国・地方ともに財政状況が厳しさを増す中、本市は二度の合併を経て、行財政の効率化の機会を一層拡大しました。

今後は、これまで旧島田市、旧金谷町及び旧川根町が培ってきた行政運営や協働のまちづくりを継承しつつ、それぞれの持つ情報を共有し、地域の課題をともに考えることが重要です。そのために、行政は必要な情報公開を行い、行政活動を市民にわかりやすく説明するとともに、効果的な行政運営に資する評価システムを整備する必要があります。

このように、スリムで合理的な行政体制を整備することにより、開かれた行政と行財政の効率化を推進し、さらに行政サービスの向上を図る必要があります。

施策の方向

1 透明性の高い行政に向けた情報公開の推進

行財政など市の取組については、広報、ホームページ、FMラジオ放送など多様な機会を通じて行政情報の公開に努めます。また、市民が行政へ意見を述べやすい仕組みづくりに努め、協働のまちづくりを推進します。

2 効率的・効果的な行政運営の推進

激変する社会経済状況や行政課題の変化に柔軟に対応するため、組織機構の見直しや事務事業の整理合理化を進めます。

行政サービスの提供については、行政と民間等との役割分担を明確にし、民間等の活力によって活性化、効率化が期待できる事務事業は民間等にゆだね、行政のスリム化を図るとともに、市民等との協働によって推進することが適切な事務事業については、積極的に協働関係を構築します。

既存の施策やシステムについて、事業ごと、システムごとに評価を実施し、事業等の妥当性、効率性を見極め、またその結果を公表することにより行政運営の透明性の向上を図るとともに、より効率的で効果の高い施策の展開を目指します。

また、電子自治体を推進し、特に中山間地域の市民の利便性を向上させるとともに行政運営の効率性を高めます。

3 人材育成の推進と組織力の強化

地方分権や社会経済状況、行政課題等の変化に柔軟に対応できる人材を育成するために、人材育成基本方針に基づいた研修計画を実践するとともに、能力と実績を重視した人事考課制度を導入し、職員の意識改革、政策形成能力等の向上を図ります。更に、多様化する市民ニーズに対応するため、専門的知識・技能を持った職員の育成に取り組みます。

また、行政組織の再編と強化を進めるために、職員の定員管理の適正化を推進するとともに、行政サービスの向上と効率化を目指します。

4 財政運営の健全性の確保

健全な財政運営の推進を基本とし、地方分権の進展、少子高齢化、行財政制度改革など厳しさを増す地方財政において、長期的視点から歳入増加施策を推進するとともに、限られた財源と増大する多様な行政サービスニーズとの調整を図り、適正かつ計画的な歳出に努めます。

5 広域行政の推進

消防防災や環境衛生の分野など広域的な課題に対応するため、周辺自治体との幅広い連携を推進します。